ヘルパーステーションかしの樹木部　　運営規程

（事業の目的）

第１条　株式会社樫の木が開設するヘルパーステーションかしの樹木部（以下「事業所」という。）が行う指定訪問介護の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の訪問介護員研修修了者（以下「訪問介護員等」という。）が、要介護者に対し、適正な指定訪問介護を提供することを目的とする。

（運営の方針）

第２条　事業所の訪問介護員等は、要介護者の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排泄、食事の介護その他の生活全般にわたる援助を行う。

一　事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

（事業所の名称等）

第３条　事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

一　名称　　ヘルパーステーションかしの樹木部
二　所在地　　群馬県 高崎市 木部町 201番地１

（職員の職種、員数及び職務内容）

第４条　事業所に勤務する職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

一　管理者　　１名
　管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行うとともに、自らも指定訪問介護の提供に当たる。
二　サービス提供責任者　　１名以上
　サービス提供責任者は、訪問介護計画の作成、利用の申込みに係る調整、訪問介護員等に対する技術指導等のサービスの内容の管理を行う。
三　訪問介護員等　　初任者研修修了者以上の資格者　　２名以上
　訪問介護員等は、指定訪問介護サービスの提供に当たる。

（営業日及び営業時間）

第５条　事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

一　営業日　　月曜日から日曜日までとする。
　　祝祭日は営業する。
　　１２月３０日から１月３日の年末年始は休業とする。
二　営業時間　午前８時３０分から午後５時３０分までとする。
三　電話等により、２４時間常時連絡が可能な体制とする。

（指定訪問介護の内容）
第６条　指定訪問介護の内容は次の通りとする。

一　身体介護
二　生活援助

（利用料等）
第７条　指定訪問介護を提供した場合の利用料の額は、「厚生労働大臣が定める介護報酬告示上の額」とし、当該指定訪問介護が法定代理受領サービスであるときは、その１割ないし２割の額とする。(サービス利用料金表参照)利用料は事業所の見やすい場所に掲示する。
二　次条に規定する通常の事業の実施地域を越えて行う指定訪問介護に要した交通費は、次の額とする。
１．通常の事業の実施地域を越えた地点から片道おおむね15キロメートル未満　500円
２．通常の事業の実施地域を越えた地点から片道おおむね15キロメートル以上25キロメートル未満　700円
３．通常の事業の実施地域を越えた地点から片道おおむね25キロメートル以上　900円

三　前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明した上で、支払に同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けることとする。

（通常の事業の実施地域）
第８条　通常の事業の実施地域は、高崎市、藤岡市、玉村町とする。
　　ただし、高崎市は倉渕町、榛名町を除く、また藤岡市は美九里、鬼石、神流の行政区を除く。

（緊急時等における対応方法）
第９条　訪問介護員等は、訪問介護の実施中に、利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告しなければならない。

（虐待防止に関する事項）
第10条　事業所は､利用者の人権擁護･虐待等の防止のため次の措置を講ずるものとする。
（１）虐待を防止する為の従業者に対する研修の実施
（２）利用者及びその家族からの苦情処理体制の整備

（３） その他虐待防止のための必要な措置

二　事業者は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

（その他運営についての留意事項）

第10条　事業所は、訪問介護員等の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

１．採用時研修　採用後３ヶ月以内

２．継続研修　　年２回

二　従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

三　従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。

四　この規程に定める事項の外、運営に関する重要事項は、株式会社樫の木の責任者と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附　則

この規程は、平成２９年１１月１日から施行する。

令和５年１１月１日　一部改訂